

国民主権と天皇制

1、大日本帝国憲法（明治憲法）における天皇の地位と比較して

+ - - - - - +	+ - - - - - +
大日本帝国憲法	日本国憲法
+ - - - - - +	+ - - - - - +
神勅主義	国民主権（第1条）
統治権の総覧者	象徴として政治的権能をもたない

2、天皇の地位 = 主権者たる国民の総意に基づく（憲法1条）

国民主権の下での天皇制 憲法改正手続きにしたがって天皇制を廃止することが
憲法論上は可能

主権の意味の多義性

- (1) 「統治権」を意味する
- (2) 国の独立(自決権)を意味する。
- (3) 国の政治のあり方を最終的に決定する権威を意味する

国民主権の二つの要素（契機）

国の権力行使を正当づける究極的な権威は国民にある 正当性の契機

「国政は、国民の信託によるものであって、その権威は国民に由来し、…」という憲法前文の文言

国の政治のあり方を最終的に決定する権力を国民自身が行使する 権力性の契機

憲法改正権の行使は国民主権の行使の典型(しかし、国民がどこまで実際に関与するかは、不確定)できるだけ広範で、多様な国民の意思を反映するのが望ましいという建前

組織原理としての国民主権原則からの要請 憲法改正の国民投票

さらに諸権力の組織・編成方法についても一定の
要請 普通選挙権

3、象徴天皇制とは

第1条「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」

第4条「国政に関する権能を有しない」

なにゆえに「象徴天皇制」が生まれたのか

太平洋戦争末期から敗戦にかけての国内での「攻防」

「国体護持」路線から敗戦を受け入れる（ポツダム宣言の受諾にいたる経過）

戦後の日本を指導下におこうとする米国の意図 天皇の存続を決意

しかし

連合国内およびその国内世論のきびしさから、次のことを憲法にかきこまざるをえなかった

天皇に政治的権限をもたせない	象徴天皇制
天皇の軍隊は廃止	憲法9条

天皇は「元首」であるか。 「元首」の定義が問題

4、皇位の継承

皇位継承などは「皇室典範」（法律の一つ）で定める。

「女性天皇」を認めていないのは、憲法14条違反か

「皇族の人権」（？）は保障されているか

5、天皇の権能

国事行為 憲法6、7条に列挙してある政治に関係のない儀礼的行為

「内閣の助言と承認」により国事行為を行う（「二重のチェック」を課していると考えべき）

ところが、問題は、天皇の「国事行為」の中には、

（イ）はじめから儀礼的な行為とはっきりしている行為

（例。官吏の認証、大使の接受など）

（ロ）実質的決定権者が憲法の別の規定ではっきりしている行為

（例、内閣総理大臣の任命 国会が指名、最高裁長官の任命 内閣が指名）

（ハ）実質的決定権者が憲法の別の規定では、はっきりしていない行為

（例、国会の召集、衆議院の解散）

そこで、とくに問題となったのが「衆議院の解散」をめぐって
憲法の解釈の対立

内閣の「助言と承認」に実質的決定権をふくませない、とする説
したがって、憲法の別の規定に実質的決定権者をもとめることになる

（A説 = 69条説） 69条により、衆議院で内閣が不信任された場合、信任決議が否決された場合にのみ、解散できる、と説く。 解散 = 69条の場合に限定される

（B説 = 制度説） 、権力分立制、議院内閣制を日本国憲法はとっているから、内閣に解散権ありとする説 解散 = 69条の場合に限定されない

(ほかに65条説) 衆議院の解散は、内閣のもつ行政権の一種とみる 解散 = 69条の場合に限定されない

(ほかに自律解散説) 69条の場合のほかに、衆議院自身の決議によって解散できるとする。

内閣の「助言と承認」に実質的決定権をふくませる説
(C説 = 7条説) 天皇に「助言と承認」を行う内閣が実質的決定権をもつとする。 解散 = 69条の場合に限定されない

実例

1948年の衆議院の解散 衆議院の不信任案の可決をうけて、解散「解散詔書」には「憲法7条および69条により」と書かれた。その次の解散は、不信任案の可決によらないで、解散へ(7条説によりおこなわれる) 「解散詔書」には「憲法7条により」と明記。

衆議院の不信任案の可決をうけて、解散に至ったケースはほかに3回(1953年(吉田内閣)、1980年(大平内閣)、1993年(宮沢内閣))あるが、いずれも「解散詔書」には「憲法7条により」と書かれていた。

だから、実例は「7条説」により行われている。ただし、7条説の中でも解散がいかなるときにおこないうるかについては議論がある。学説的にはC説が通説。B説の支持者も多い。

6、天皇の「象徴としての行為」

論争が起きてきた背景 天皇の国会の開会式の参列、「おことば」の朗読、国内の巡行(国体、植樹祭など)、外国の賓客の接待(晩餐会など)が増えてきた。それを憲法上、どう考えるか。

学説の対立

天皇の行為 = 「二分説(国事行為と私的行為のみ)」

天皇の行為 = 「三分説(国事行為と私的行為とそれに公的行為)」

公的行為とはなにか、それにどのような行為までふくませるか、によって、次のように学説は分かれる

- () 象徴行為説
- () 公人行為説
- () 準国事行為説

7、皇室の経費

原則 予算に計上して、国会の議決を経る(ただし、皇族の私的財産はのぞく)
内廷費と宮廷費

皇室費

8、天皇をめぐる現在の憲法問題

政教分離原則との関係で

典型的には、天皇の死去をめぐる儀式の憲法適合性

「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟（東京、神奈川、大阪、鹿児島）

「抜穂の儀」違憲訴訟（大分）

1995年3月9日 「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟大阪高裁判決

「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、前記最高裁大法廷昭和五二年七月一三日判決が示したいわゆる目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概には否定できない。」

「即位の礼については、一般的にはこれを国事行為として実施することは、法令上の根拠に基づくものと解せられる（憲法七条一〇号、皇室典範二四条）。しかしながら、現実に実施された本件即位礼正殿の儀は、旧登極令及び同附式を概ね踏襲しており、剣、璽とともに御璽、国璽が置かれたこと、海部首相が正殿上で万歳三唱をしたこと等、旧登極令及び同附式よりも宗教的な要素を薄め、憲法の国民主権原則に趣旨に沿わせるための工夫が一部なされたが、なお、神道儀式である大嘗祭諸儀式・行事と関連づけて行われたこと、天孫降臨の神話を具象化したものといわれる高御座や剣、璽を使用したこと等、宗教的な要素を払拭しておらず、大嘗祭と同様の趣旨で政教分離原則に違反するのではないかとの疑いを一概に否定できないし、天皇が主権者の代表である海部首相を見下ろす位置で「お言葉」を発したこと、同首相が天皇を仰ぎ見る位置で「寿詞」を読み上げたこと等、国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくないと思われる点がなお存在することも否定できない」（1995年3月9日）

タブーとしての天皇

昭和天皇が病床についた1988年9月以来、全国的にも「国民主権と天皇」の問題を考えるさまざまな企画がもたれた。静岡県のある人たちが、この問題を考えようとシンポジウムを計画し、県婦人会館の会議室の使用を申請したが、県側は、“妨害活動や混乱が生じる可能性が大きい”との理由で、使用を認めなかった。さすがに裁判所は、この使用不許可処分を「正当な理由なく公の施設の利用を拒んだもの」として取り消した（東京高裁1992年12月2日判決）。

天皇をめぐる報道の在り方

天皇の「政治的発言」をどうみるか